

事 務 連 絡
令和2年9月23日

別記 ご担当者 各位

国土交通省海事局
安全政策課危機管理室

催物の開催制限等の変更に伴う感染防止策の徹底について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から催物の開催制限等の変更に伴う感染防止策の徹底について、別添のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、各事業者団体等におかれましては、今月19日以降の催物開催に際し、一定の要件を満たすことを条件に、当面11月末までの期間の人数上限及び収容率要件の目安が緩和されている状況を踏まえ、傘下事業者等関係者に対し、催物の主催者と連携した催物前後における感染防止策の徹底及び更なる感染防止策の実施について、周知していただきますようお願いいたします。

別添：催物の開催制限等の変更に伴う感染防止策の徹底について（令和2年9月18日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

【別記】

一般社団法人 日本船主協会
一般社団法人 日本外航客船協会
一般社団法人 日本旅客船協会
一般社団法人 日本長距離フェリー協会
日本内航海運組合総連合会
外国船舶協会
外航船舶代理店業協会
日本船舶代理店協会
一般社団法人 日本造船工業会
一般社団法人 日本造船協力事業者団体連合会
一般社団法人 日本中小型造船工業会
一般社団法人 日本船用工業会
一般社団法人 日本マリン事業協会
一般財団法人 舟艇協会
一般財団法人 日本造船技術センター
公益財団法人 マリンスポーツ財団
一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会
一般財団法人 沿岸技術研究センター
公益財団法人 日本適合性認定協会
上海フェリー株式会社
日中国際フェリー株式会社
有限会社 沖縄シッПСエージェンシー
有限会社 陸通
一般社団法人 日本船舶電装協会
一般社団法人 日本船用機関整備協会
一般社団法人 日本船舶品質管理協会
公益財団法人 東京エムオウユウ事務局
一般財団法人 日本海事協会
一般財団法人 日本舶用品検定協会
日本小型船舶検査機構
アメリカン・ビューロー・オブ・シッピング
D N V G L A S
ロイドレジスター・グループリミテッド
C C S
韓国船級協会

一般社団法人 大日本水産会
一般財団法人 日本船舶技術研究協会
一般社団法人 全国モーターボート競走施行者協議会
一般財団法人 日本モーターボート競走会
公益社団法人 日本モーターボート選手会
一般社団法人 全国モーターボート競走施設所有者協議会
一般社団法人 全国ボートピア施設所有者協議会
公益財団法人 日本財団
公益財団法人 ブルーシー・アンド・グリーンランド財団
公益財団法人 日本海事科学振興財団
一般財団法人 日本船渠長協会
一般社団法人 日本船長協会
一般社団法人 全日本船舶職員協会
一般財団法人 海洋育英社
一般社団法人 海洋会
一般社団法人 日本船舶機関士協会
公益財団法人 海技教育財団
独立行政法人 海技教育機構
日本水先人会連合会
一般財団法人 海技振興センター
公益財団法人 海技資格協力センター
一般財団法人 日本船舶職員養成協会
公益社団法人 日本海員掖済会
一般財団法人 日本船員厚生協会
公益財団法人 日本船員雇用促進センター
公益財団法人 日本船員福利厚生基金財団
一般財団法人 全日本海員福祉センター
公益財団法人 日本殉職船員顕彰会
一般社団法人 外航船員医療事業団
船員災害防止協会

事務連絡
令和2年9月18日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

催物の開催制限等の変更に伴う感染防止策の徹底について

現在の感染状況やこれまで得られた知見を踏まえて、9月19日以降の催物開催については、業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインの適切な見直し、イベント主催者等による必要な感染防止策の実施、イベント主催者等における感染防止の取組の公表等を前提に、当面11月末まで、人数上限及び収容率要件の目安を変更することとしている。

関係各府省庁においては、以下の点について留意されたい。

- 大規模なイベントの開催に当たっては、公共交通機関等の密集や催物後の会食等により、催物の前後における感染拡大リスクが高まる場合がある。引き続き、イベント主催者等からの注意喚起に加え、関係する各所管団体等に対して、イベント主催者等との連携等を図りながら、催物の前後における感染防止策を徹底するよう促すこと。
- 関係する各所管団体等に対して、催物の開催規模が拡大することに伴い、感染防止策のさらなる見直しが必要となる場合には、必要に応じて、更なる感染防止策を実施するよう促すこと。

以上